

令和8年度 福岡観光コンベンションビューロー
見本市等開催助成金 募集要項

1 事業の目的

福岡市内における見本市等の新規・拡大開催を促進し、新たなビジネス機会の創出や更なる地域経済の活性化を図るとともに、MICE 都市福岡の発展に寄与することを目的とします。

2 申請期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）まで

3 対象事業

(1) 対象となる見本市等

福岡市内のMICE施設で開催される見本市等（※1）であって、次の①～③のいずれかに該当するものを対象とします。

	①大規模見本市等	②中規模見本市等	③拡張見本市等
施設使用面積 （※2）	会期1日当たり 10,000㎡以上	会期1日当たり 2,000㎡以上	既存見本市等を 会期1日当たり 2,000㎡以上拡張（※4）
会期 （※3）	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間で、 会期2日以上のもの		
開催	令和3年4月1日以降、 福岡市内で開催されていないもの	令和3年4月1日以降、一 番直近に福岡市内で開催 されたものと比較	
その他	2回目を同規模以上で福岡市内で開催すること （2回目は令和10年度末までに開催すること）		-

（※1）見本市等とは、企業等の出展者が販路拡大等を目的として商品・サービスを展示し、販売先等である参加者と主にサンプルベースで商談し、また市場動向等の情報収集・情報交換等を行う場であり、主催者がテーマやジャンルを設定し出展者を広く公募して開催されるものとします。

（※2）施設使用面積とは、見本市等を目的として使用される面積とします。なお、そのうち商談、展示、セミナー等で使用する延べ面積が3分の2以上であることが必要です。

（※3）会期には準備日・撤去日を含めません。

（※4）過去に本助成金の交付を受けた際に対象となった施設にて、拡張して開催する場合は本助成金の交付対象となりません。

（※）会期中に同一主催者が複数の見本市等を開催する場合、申請は1件のみとします。なお、複数の見本市等を同時に開催する場合で申請を希望される場合は事前にご相談ください。

※ 以下に該当するものは対象から除きます。

- ・ 国または地方公共団体が主催または共催するもの
- ・ 福岡市からこの支援制度以外の制度に基づき金銭的な助成を受けるもの。
- ・ 国または地方公共団体等から、助成対象経費が重複する金銭的な助成を受けるもの。
- ・ 主として主催者等の特定の者の利益を目的として開催されるもの
(例：企業個展や、自社の商品を扱う事業者や自社を通じた販売を行う事業者等のみから出展者を公募する見本市等)
ただし、福岡市内に事務所または事業所を有する中小企業が合同で企業個展等を主催する場合は対象とする。
- ・ 主として物販を目的として開催されるもの（例：展示販売会）
- ・ 政治的または宗教的な目的で開催されるもの
- ・ 法令または公序良俗に反する目的で開催されるもの
- ・ 暴力団、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が開催に関わっているもの

(2) 助成対象経費、助成率、上限額

	①大規模見本市等	②中規模見本市等	③拡張見本市等
助成対象経費 及び助成率	施設使用料の2分の1以内		
助成上限額	1,000万円	200万円	200万円

※ 助成は予算の範囲内で行い、応募多数の場合は、審査を行い、申請額から減額し、または助成対象外となる場合があります。

※ 施設使用料には、準備期間も含めた施設使用料を計上できます。

ただし、備品代・清掃代などの経費は含みません。

※ 経費には、消費税及び地方消費税を含みません。ただし、消費税の申告義務がない場合や簡易課税方式により申告しているなど、助成金に係る仕入控除税額が0円となることが明らかである場合には含めることができます。

※ この表に基づき算出された助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

※ 施設所有者が主催者である場合は、通常の施設使用料相当額を対象経費とできます（領収書不要）。

※ 見本市の開催に要する経費（会場設営費や広報費等）について、可能な限り福岡市内の業者へ発注するように努めてください。

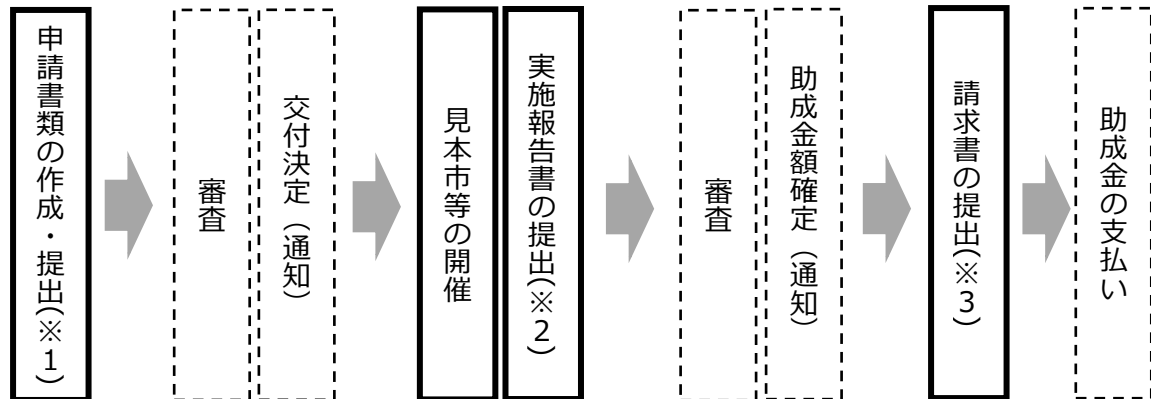
4 申請の流れ

まずは福岡観光コンベンションビューローまでお電話または電子メールでご相談ください。

●電話：092-733-0101

●メールアドレス：mice@welcome-fukuoka.or.jp

※ は申請者が行う項目です。



(※1) 〆切：令和8年2月27日(金) 必着

(※2) 〆切：開催後60日以内、または令和9年3月31日(水)のいずれか早い方

(※3) 〆切：助成金額確定通知受領後すみやかに提出

※令和9年2月以降に開催される見本市等に関しては、実施報告書、その他必要書類の提出期限について事前に福岡観光コンベンションビューローにご確認下さい。

5 申請方法

(1) 申請者

申請者は、助成対象となる見本市等の主催者（法人又は団体）とします。

※以下に該当する場合は申請できません。

- ・主として政治的または宗教的な活動を目的としている者
- ・法令または公序良俗に反する活動を行う者
- ・暴力団、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納している者

(2) 提出書類（いずれも押印不要）

- ① 助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（別紙）
- ③ 事業計画書（別紙）
- ④ 施設使用料の見積書等助成対象経費の根拠がわかる書類の写し
- ⑤ 施設の利用状況が分かる図面
- ⑥ 収支予算書（任意様式）
- ⑦ 役員名簿（様式第2号）
- ⑧ 定款、規約、会則その他これに類するもので、主催者の組織活動の根本規則

(3) 提出先

福岡観光コンベンションビューローまで電子メールまたは郵送でご提出ください。

(4) 注意事項

- ① 提出に当たっては、必ず記入漏れや不足書類がないかを確認してください。不備があった場合、助成対象とならない場合があります。
- ② 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じ控えをとるなどしてください。

6 審査及び交付決定

申請書類を受領した後、審査を行い、助成対象者を決定します。なお、応募多数の場合は、申請額から減額し、または助成対象外となる場合があります。

審査結果は書面にて通知します。

7 事業の実施及び実施報告

開催後、以下の書類を提出してください。

(1) 提出書類（いずれも押印不要）

- ① 事業実施報告書（様式第7号）
- ② 実施報告書（別紙）
- ③ 次回見本市等開催計画書（別紙）
- ④ 施設使用料の領収書等助成対象経費が支払われたことを客観的に証明する書類の写し
- ⑤ 開催状況がわかる写真
- ⑥ 施設の利用状況がわかる図面
- ⑦ 収支決算書（任意様式）

(2) 実施報告書提出期限

開催後 60 日以内、または令和 9 年 3 月 31 日（水）のいずれか早い方

※令和 9 年 2 月以降に開催される見本市等に関しては、実施報告書、その他必要書類の提出期限について事前に福岡観光コンベンションビューローにご確認下さい。

(3) 提出先

福岡観光コンベンションビューローまで電子メールまたは郵送でご提出ください。

(4) 注意事項

- ① 提出に当たっては、必ず記入漏れや不足書類がないかを確認してください。
- ② 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じ控えをとるなどしてください。

8 審査及び金額の確定

実施報告書を受領した後、審査を行い、事業計画通りに実施されたことが認められた場合は、交付決定額の範囲内で助成金額を確定し、書面にて通知します。

9 助成金の請求及び支払い

助成金額の確定通知を受領したら、すみやかに「請求書兼口座振込依頼書（様式第9号）」（※押印不要）を提出してください。

10 助成金活用の告知等

助成金対象事業の実施に当たっては、作成する広報物（パンフレット、掲示物等）などに以下の Meeting Place Fukuoka のロゴと定型文を用いて福岡観光コンベンションビューローからの助成を受けている旨を表示するように努めてください。

MPF (Meeting Place Fukuoka) ロゴ



告知定型文

【日本語】「本事業は、福岡市および公益財団法人福岡観光コンベンションビューローの助成金を活用し実施しています。」

【英語】「This event is supported by a subsidy from Fukuoka City and the Fukuoka Convention & Visitors Bureau.」

11 次回の見本市の開催について

大規模見本市等、中規模見本市等については、令和11年3月31日までに、助成対象となった見本市等と同規模以上の見本市等を開催する必要があります。助成対象となった主催者は、2回目の開催終了後60日以内に以下の書類を提出してください。**なお、定められた期間内に2回目が開催されない場合、また書類の提出がない場合は、助成金の返還の対象となります。**

- ① 事業実施報告書（様式第7号 2回目開催報告用）
- ② 実施報告書（別紙）（2回目の内容のものを記載）
- ③ 2回目の開催における、施設使用料の領収書の写し
- ④ 2回目の開催状況がわかる写真
- ⑤ 施設の利用状況がわかる図面

12 留意事項

- (1) 当事業において収集した情報は福岡市に共有します。
- (2) 審査のためなど必要があるときは、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合や、実施状況の確認のため現地調査を行い、帳簿等関係書類を検査する場合があります。また、今後のMICE施策の参考とさせていただくため、福岡市または関係団体が実施するアンケート調査にご協力ください。
- (3) 申請後、事業計画に変更が生じた場合（期間や会場、申請額の変更等）や不測の事態によりやむを得ず開催を中止・延期する場合は、すみやかに福岡観光コンベンションビューローまでご連絡ください。
- (4) 以下に該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すとともに、助成金の返還を求める場合があります。その場合は、助成金の返還等、福岡観光コンベンションビューローの指示に従ってください。
 - ① 助成対象事業が自己都合により中止、または遂行される見込みがないとき
 - ② 見本市等や申請者が助成対象に該当しないことがわかったとき
 - ③ 虚偽の申請その他の不正行為があったとき
 - ④ その他福岡観光コンベンションビューローが助成を行うことを不相当と認めたとき
- (5) 助成金にかかる所得税や法人税等については、適切に申告してください。
- (6) 助成金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間（令和14年3月末日まで）は関係書類（助成事業に係る関係書類及び帳簿類）を必ず保管してください。必要に応じて提出を求める場合があります。
- (7) **本助成事業の実施は、令和8年度福岡市予算の議決を経てはじめて効力を発するものとします。**

【問合せ先】

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5番31号
公益財団法人 福岡観光コンベンションビューロー
電話：092-733-0101 Fax：092-733-3100
メールアドレス：mice@welcome-fukuoka.or.jp
●福岡観光コンベンションビューローホームページ
<http://www.welcome-fukuoka.or.jp>

